第三十七条　信託会社が、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該特定信託契約と同一の内容の特定信託契約に係る旧信託業法施行規則第三十条の十五第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を顧客に対し交付しているときは、当該書面の交付の日に準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定信託契約に係る新信託業法施行規則第三十条の二十一第一項に規定する方法による契約締結前交付書面（同項第一号イに規定する契約締結前交付書面をいう。）に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったものとみなして、新信託業法施行規則第三十条の二十二第一項第一号の規定を適用する。

2　信託会社が、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、顧客から旧信託業法施行規則第三十条の二十二第一項第一号の意思の表明があったときは、施行日において、当該顧客から新信託業法施行規則第三十条の二十二第一項第一号の意思の表明があったものとみなして、同条の規定を適用する。

3　信託会社が、施行日以後に信託契約による信託の引受けを行った場合であって、施行日前に、委託者から旧信託業法施行規則第三十二条第二号の意思の表明があったときは、施行日において、当該委託者から新信託業法施行規則第三十三条第二号の意思の表明があったものとみなして、同号の規定を適用する。

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　第二十条の規定による改正後の証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（次項において「新証券情報等府令」という。）第十七条第一項の規定により同項第一号に掲げる方法による外国証券情報の提供の請求をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

2　新証券情報等府令第十七条第二項第二号の規定による告知をしようとする金融商品取引業者等は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　第二十一条の規定による改正後の金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下この条から附則第四十二条までにおいて「新金融サービス仲介業者等府令」という。）第八十八条第一項又は第九十九条の三第一項の規定による請求をしようとする者及び新金融サービス仲介業者等府令第百七条第一項第一号又は第二号の規定による請求をしようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、その請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において当該規定によりされたものとみなす。

2　改正法第三条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下この条から附則第四十二条までにおいて「新金融サービス提供法」という。）第三十一条第二項において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定による情報の提供について、この府令の施行の際現に顧客から改正法第三条の規定による改正前の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する旧金融商品取引法第三十七条の三第二項又は第三十七条の四第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている金融サービス仲介業者（新金融サービス提供法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下この条から附則第四十二条までにおいて同じ。）は、施行日に当該顧客から新金融サービス提供法第三十一条第二項において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定により行う新金融サービス仲介業者等府令第八十八条第一項第二号又は第九十九条の三第一項第二号に掲げる方法による情報の提供に係る新金融サービス仲介業者等府令第九十九条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する承諾を得たものとみなす。

3　施行日以後に締結の媒介を行う外貨預金等（新金融サービス仲介業者等府令第四条第一項に規定する外貨預金等をいう。附則第四十一条及び附則第四十二条において同じ。）に係る特定預金等契約（新金融サービス提供法第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。附則第四十一条及び附則第四十二条において同じ。）について、この府令の施行の際現に顧客から外貨預金等書面（第二十一条の規定による改正前の金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下この条から附則第四十二条までにおいて「旧金融サービス仲介業者等府令」という。）第九十条第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第四十一条第一項及び附則第四十二条第一項において同じ。）の交付について旧金融サービス仲介業者等府令第三条第二項の規定による承諾を得ている金融サービス仲介業者は、施行日に当該顧客から当該外貨預金等に係る特定預金等契約について新金融サービス提供法第三十一条第二項において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により行う新金融サービス仲介業者等府令第八十八条第一項第二号に掲げる方法による情報の提供に係る同条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

4　施行日以後に締結の媒介を行う上場有価証券等売買等（新金融サービス仲介業者等府令第八十八条第六項第一号に規定する上場有価証券等売買等をいう。）に係る特定金融サービス契約（新金融サービス提供法第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ。）について、この府令の施行の際現に顧客から上場有価証券等書面（旧金融サービス仲介業者等府令第九十一条第一項第一号に規定する上場有価証券等書面をいう。次条第一項及び附則第四十一条第二項において同じ。）の交付について旧金融サービス仲介業者等府令第三条第二項の規定による承諾を得ている金融サービス仲介業者は、施行日に当該顧客から当該上場有価証券等売買等に係る特定金融サービス契約について新金融サービス提供法第三十一条第二項において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により行う新金融サービス仲介業者等府令第八十八条第一項第二号に掲げる方法による情報の提供に係る同条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

5　この府令の施行の際現に顧客から新金融サービス仲介業者等府令第百七条第一項第一号又は第二号の規定による同項第一号又は第二号に規定する事項の電磁的方法による提供について旧金融サービス仲介業者等府令第百七条第三項において準用する旧金融サービス仲介業者等府令第三条第二項に規定する方法による承諾を得ている金融サービス仲介業者は、施行日に当該顧客から新金融サービス仲介業者等府令第八十八条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

6　新金融サービス仲介業者等府令第八十八条第二項第二号（新金融サービス仲介業者等府令第九十九条の三第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による告知をしようとする金融サービス仲介業者は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。